

# 陸修会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「陸修会」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 本会は、陸上自衛隊、特に幹部自衛官を通じての必要な協力及び支援、陸上自衛隊殉職隊員等の慰霊顕彰等を行うとともに防衛基盤の強化拡充を図るなど、陸上自衛隊の発展に寄与し、併せて会員相互の研鑽及び親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 陸上自衛隊、特に幹部自衛官を通じての必要な協力及び支援に関すること
2. 陸上自衛隊に関する調査・研究と提言に関すること
3. 陸上自衛隊殉職隊員の慰霊顕彰及び遺族援護の協力に関すること
4. 戦没者の慰霊顕彰に関すること
5. 国内外の関係団体との友好親善、協力に関すること
6. 前各号に掲げる事業に係る刊行物の発行、講演会や研修などに関すること
7. 会員相互の研鑽及び親睦に関すること
8. その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること

(支部及び付属組織の設置)

第5条 同一地域に居住するなど、会員は第4条に掲げる諸活動を行うために、理事会の決議により支部を置くことができる。

- 2 特定の事業を実施するため、必要とする場合、総会の承認を得て、付属組織を設置することができる。
- 3 支部及び付属組織に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 会員の種別は、次のとおりとする。

- ア 一般会員 陸上自衛隊を幹部で勤務し円満に退職した者
- イ 正会員 一般会員のうち、会への寄附を行った者  
なお、正会員には、総会の議決権を付与する。
- ウ 賛助会員 本会の目的に賛同し、理事長により入会を認められた法人又は一般会員（正会員を含む）以外の個人で、寄附を行う者

(入会手続き)

第7条 賛助会員として入会しようとする者は、理事長が定めるところにより、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次に掲げる事由によりその資格を失う。

1. 本人の申し出による退会
2. 個人会員にあっては、死亡
3. 法人たる会員にあっては、解散
4. 除名

(除名)

第9条 会員の除名は、当該会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をした場合に行うことができる。

正会員の除名の場合には、総会において出席会員の3分の2以上の賛成の議決をもって行うこととし、この場合、当該会員に対して総会で弁明の機会を与えなければならない。賛助会員を除名する場合は、理事会において出席理事の3分の2以上の賛成の議決をもって行うものとし、必要に応じ、当該会員・紹介者からの意見を聴取するものとする。

## 第3章 役員

(役員設置)

第10条 本会に次の役員を置く

- 理事 9名以上30名以内
- 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事（以下「理事長」という。）
- 3 理事と監事は、相互に兼ねることができない

(役員選任)

第11条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員職務)

第12条 理事長は本会を代表して、会務を総理する。

- 2 副理事長は、あらかじめ理事会の決議を経た順序により、理事長に事故のあるとき又は欠けたときは、その業務遂行に係る職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し会務を運営するとともに、理事長の命を受け担任する業務を執行する。
- 4 監事は、会計及び業務の執行状況を監査するとともに、理事会に出席し必要があると認める時は意見を述べる。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(会長、顧問及び相談役)

第14条 本会は、理事長が必要と認めた場合、理事会の決議を経て、正会員のなかから会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 会長、顧問及び相談役は、重要な業務につき、理事長の諮問に応じ、意見を述べる。
- 3 会長、顧問及び相談役は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

## 第4章 総会

(種類)

第15条 総会は、定期総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第16条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第17条 総会は、次の事項について議決する。

1. 理事及び監事の選任
2. 事業報告及び収支決算
3. 会則の変更
4. 会員の除名
5. その他、解散も含め本会に関する重要事項

(開催)

第18条 定期総会は、毎事業年度終了後90日以内に開催し、臨時総会は、理事長が必要と認めた時に理事会の決議を経て開催する。

(招集)

第19条 総会は、理事長が招集する。

(議長)

第20条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第21条 総会の決議は、出席した会員（委任状を含む）の過半数の同意をもって決する。ただし可否同数の場合は、議長が決する。

この際、以下の議決については、出席した会員（委任状を含む）の3分の2以上とする。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 会則の変更
- (4) 解散

(議事録)

第22条 総会の議事については、議事録を作成し、10年間事務所に備え置くものとする。

(代理)

第23条 総会に出席できない会員は、委任状により、議事の賛否を代理人に委任することができる。代理人の指名がない場合は、理事長一任とする。

## 第5章 理事会等

(構成)

第24条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、総会の決定に基づき、会務の決定、監督を行う。

1. 事業計画及び収支予算に関すること
2. 事業報告及び収支決算に関すること
3. 会員の推薦及び資格に関すること
4. 会則及び施行細則の変更に関すること
5. 理事の選任、退任、解任に関すること
6. 事務所、その他重要な組織の設置、廃止、変更に関すること
7. 総会の日時、場所、目的、事項等に関すること
8. その他、理事長の諮問に関すること

(種類及び開催)

第26条 総会は、定期理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 定期理事会は、6カ月に一度開催し、臨時理事会は、理事長が必要と認めた時に開催する。
- 3 理事会は、出席者が過半数に達しなければ開催することができない。

(招集)

第27条 理事会は理事長が招集する。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、出席した理事の過半数の同意もって行い、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、議事録を作成し、10年間事務所に備え置くものとする。

(委員会の設置)

第31条 理事会の運営を適切に行うため、必要な委員会を設置することができる。

## 第6章 会計

(運営経費)

第32条 本会の運営経費は、寄附金及びその他の収入をもって賄う。

(寄附)

第33条 会員は、会員規程に定める寄附をおこなうことができる。

- 2 正会員及び賛助会員は、毎年、別に定める額を基準に寄附をおこなうことが求められる。
- この際、2年間続けて寄附を行わなかった場合、正会員は一般会員となり、賛助会員はその資格を失う。

(資産の管理)

第34条 本会の資産は、会計を担当する理事が管理する。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期総会に提出し、承認を受けなければならない。

(年度事業)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第7章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第37条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第8章 事務局

(事務局)

第38条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 補則

(委任)

第39条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附則

1 この会則は、令和4年4月27日から施行する。

2 本会の設立時の理事長、設立時の理事、設立時の監事を次に掲げる者とする。

- (1) 理事長 森 勉
- (2) 理事 火箱芳文、関口泰一、千葉徳次郎、宮下寿広、中川義章、松岡裕子、岩田清文、番匠幸一郎、千先康二、岡部俊哉、志田祐子、深津 孔、森山尚直、湯浅悟郎、神成健一、本松敬史、渡辺雅巳、泉 定男
- (3) 監事 保松秀次郎